

尼崎市監査公表第7号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

令和元年6月26日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	岸	田	光	広
同	酒	井		一

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成31年 3月22日
3 措置通知日	令和 元年 6月14日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>道路用地の使用料算定について</u></p> <p>都市計画道路用地については、用地買収から工事着工までに相当の期間を要し、買収済みの土地が駐車場等として不正使用される実態があったことから、都市整備局は平成19年度に「都市計画道路整備事業に係る道路等用地の管理に関する要綱（以下「要綱」という。）」を策定し、5年以内の事業着手予定がない場合は、行政財産の使用許可により道路用地の使用を認めることとしたが、使用料については普通財産貸付料の算定方法により徴収していた。</p> <p>しかしながら、この要綱は、行政財産使用料条例や公有財産規則と異なる取扱いを定めるもので、策定にあたっては必要であった資産統括局長への合議がなされておらず、また、市長の決裁を要したところ都市整備局長の専決となっていた。</p> <p>その結果、効力を有しない要綱に基づいた運用により、道路予定地（行政財産）の使用料が普通財産貸付料として算定され、行政財産使用料の算定方法による場合より安価な使用料の徴収が長年にわたり継続される状況となっていた。</p> <p><措置を求める事項></p> <p>要綱の内容の是非を改めて検証するとともに、しかるべき事務処理を行い、不適正な使用料徴収を早急に是正すること。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>要綱の内容の是非を改めて検証し資産統括局と協議した結果、要綱は廃止し、平成31年4月1日以降は、公有財産規則に基づき使用料を算定し、使用許可を行うこととした。</p> <p>今回の指摘事項を平成31年2月13日に局内の部課長に周知し、平成31年2月28日に局内に通達を発し、今後は公有財産の適正な使用許可・貸付を行うよう徹底した。</p>	